

那覇市公報

第 1 7 4 0 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇公 告◇

- 個人情報業務届出書の公表について（市民生活安全課）…………… 370
- 保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（市民生活安全課）
…………… 375

◇上下水道局規程◇

- 那覇市上下水道局請負工事監督規程の一部を改正する規程…………… 379
- 那覇市上下水道局車両管理規程の一部を改正する規程…………… 381
- 那覇市上下水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程…………… 382
- 那覇市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程…………… 383
- 那覇市上下水道局下水道使用料等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する
規程の一部を改正する規程…………… 387
- 那覇市排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程…………… 389
- 那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程の一部を改正する規程…… 392

◇監査委員公表◇

- 平成 30 年度後期定期監査の結果に基づき講じた措置について（公表）…… 403

公 告

那覇市公告第 48 号
平成 31 年 4 月 25 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成31年 4月 3日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	経済観光部 なはまち振興課 電話 867-5260		
届 出 の 区 分	☒ 廃 止 ☐ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成30年 7月 1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	中心商店街にぎわい広場管理運営業務 H17年 5月 14日		
廃止又は変更の 理 由	にぎわい広場は第一牧志公設市場仮設店舗建設予定地となっており、平成30年6月末日をもって利用停止となっているため。(那覇市中心商店街にぎわい広場停止条例 施行 平成30年7月1日)		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず届出が遅れた		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成31年 4月 3日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	経済観光部 なはまち振興課 電話 867-5260		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成30年 4月 1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	なは商人塾運営管理業務 H7年 4月 1日		
廃止又は変更の 理 由	課名変更があったため		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	なはまちなか振興課	なはまち振興課	
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず届出が遅れた		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成31年 4月 3日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	経済観光部 なはまち振興課 電話 867-5260		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成30年 4月 1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	中心商店街の商環境改善業務 H29年 5月 12日		
廃止又は変更の 理 由	課名変更があったため		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	なはまちなか振興課	なはまち振興課	
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず届出が遅れた		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

平成31 (2019) 年 3 月 26日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民文化部 まちづくり協働推進課 電話861-5024 (内6157)			
個人情報管理責任者	まちづくり協働推進課長			
業 務 の 名 称	なは市民活動支援センターの防犯カメラの設置及び運用に関すること			
業 務 の 目 的	市民等の権利及び利益を保護し、市民等が安心してなは市民協働プラザを利用できる安全な環境を確保することを目的に、なは市民活動支援センターに防犯カメラを設置し、運用する。			
個人情報の対象者	なは市民協働プラザを訪れる市民等			
業務の開始年月日	平成15 (2003) 年5月1日 [平成27年 (2015) 年4月1日カメラ新設]			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☐ 氏 名 ☐ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その 他 (カメラに写る個人情報)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 () 上記事項を扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性 審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時()			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第4号に該当)			
個人情報の記録形態	☐ 文書 ☐ 図画 ☒ チェック電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 49 号

平成 31 年 4 月 25 日

掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成31年 4月 8日

那霸市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部障がい福祉課	目的外利用部課 又は提供先	健康部健康増進課
業 務 の 名 称	高齢者肺炎球菌接種対象者決定		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	☒ 平成31年4月19日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内 容	60歳以上65歳未満（昭和30年4月2日～昭和35年4月1生まれ）で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者。またヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者。（これらの障害により身体障害者手帳 1 級の者及び同程度の診断を受けている者）		
目的外利用又は提供をする根拠条項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （ 審議会承認類型事項1 ） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は提供をする理由	根拠法令：予防接種法第5条第1項 予防接種法施行令第1条の3 法令に基づいて、60歳以上65歳未満で一定の障害を有する者へ予防接種の通知をする際に必要なため		
届出担当部課	健康部健康増進課 電話 内線6005		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用(提供))届出書

平成31年4月11日

那霸市長 宛

那覇市消防局長 島袋 弘樹

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部 課	那覇市消防局 救急課	目的外利用部課 又は提供先	株式会社 生保リサーチセンター
業務の名称	生命保険支払査定業務		
利用の区分	☐ 目的外利用 ■提供		
目的外利用又は提 供をする年　月　日	■平成31年4月11日より提供 ☐ 随　時(　　　　　　　　　)		
目的外利用又は提 供をする保有 個人情報の内容	救急活動報告書（写）		
目的外利用又は提 供をする根拠条項	■那覇市個人情報保護条例第9条第1項第4号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第　号に該当)		
目的外利用又は提 供をする理由	保有個人情報提供申請書及び同意書に基づき (本人死亡で妻が同意)		
届出担当部課	那覇市消防局　救急課　屋嘉比　内線：671-1312		

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成31年4月24日

那霸市長 宛

那霸市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	子育て応援課	目的外利用部課 又は提供先	地域保健課
業務の名称	こんにちは赤ちゃん訪問事業		
利用の区分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は提供をする日	☐ 年 月 日 ☒ 随時		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	H31年度（2019年度）分の出生連絡票にかかる情報		
目的外利用又は提供をする根拠条項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （審議会承認類型事項1） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は提供をする理由	母子保健法第5条、第9条、第10条、第11条、第13条、第14条、および第17条に基づく妊産婦・新生児訪問指導事業について、出生届出時の母子の情報を得て、保護者宛に連絡をとり、訪問及び保健指導を行うため		
届出担当部課	健康部地域保健課 電話853-7962（内線6022）		

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 8 号

平成 31 年 4 月 25 日

公 布 済

那覇市上下水道局請負工事監督規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局請負工事監督規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局請負工事監督規程（昭和61年那覇市水道局規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第1号様式 別記]	[第1号様式 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がない場合には、当該改正部分を削る。	
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

[改正前 別記]

第1号様式(第14条関係)

[略]

[略]		発議年月日	平成 年 月 日
[略]			
処理・回答	発注者	[略] 平成 年 月 日	
	受注者	[略] 平成 年 月 日	

[略]	主幹	主任現場	現場	現場	[略]

[略]

[改正後 別記]

第1号様式(第14条関係)

[略]

[略]		発議年月日	年 月 日
[略]			
処理・回答	発注者	[略] 年 月 日	
	受注者	[略] 年 月 日	

[略]	主幹	主任現場 監督員	現場監督 員	現場代理 人	[略]

[略]

那覇市上下水道局規程第 9 号

平成 31 年 4 月 25 日

公 布 済

那覇市上下水道局車両管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局車両管理規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局車両管理規程（昭和49年那覇市水道局規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第4号様式 別記]	[第4号様式 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規程は、令和元年年5月1日から施行する。

[改正前 別記]

第4号様式

[略]
総 務 課 長 安全運転管理者 様 昭和 年 月 日
[略]

[改正後 別記]

第4号様式

[略]
総 務 課 長 安全運転管理者 様 年 月 日
[略]

那覇市上下水道局規程第 10 号

平成 31 年 4 月 25 日

公 布 済

那覇市上下水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局徴収事務委託規程（平成16年那覇市水道局規程第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第1号様式 別記]	[第1号様式 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

[改正前 別記]

第1号様式(第9条関係)

表

[略]	[略]
平成 年 月 日	
[略]	

[略]

裏

[略]

[改正後 別記]

第1号様式(第9条関係)

表

[略]	[略]
年 月 日	
[略]	

[略]

裏

[略]

那覇市上下水道局規程第 11 号

平成 31 年 4 月 25 日

公 布 済

那覇市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程

那覇市水道給水条例施行規程（平成10年那覇市水道局規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第3号様式 別記]	[第3号様式 別記]
[第4号様式 別記]	[第4号様式 別記]
[第4号様式の2 別記]	[第4号様式の2 別記]
備考	
1 改正前の欄中の様式（以下「改正様式」という。）の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。	
2 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

[改正前 別記]

第3号様式(第8条第3号関係)

(裏面)

臨時給水に関する誓約書(建築工事・興行・その他)

申 請 者 住 所		氏 名	
設 置 場 所	那覇市		
使 用 者 (建築工事請負者)	住 所 社 名 代表者		

使用期間平成 年 月 日から平成 年 月 日まで(ただし、更新した場合はその更新期間に準ずる。)上記の臨時給水申込みに際し、申請者と使用者は、次の事項を遵守することを誓約します。

遵守しない場合は、那覇市水道給水条例による処分を受けても審査請求いたしません。

- 1 水道使用者は、建築工事請負者又は興行主とします。
- 2 水道料金は、使用者が責任を持って支払いします。
- 3 水道料金の支払いを滞った時は、申請者は責任を持って精算します。
- 4 申請者は、常に水道料金の支払い、使用状況を把握し、上下水道局との連絡を密にします。
- 5 使用後の施設の撤去は、使用者と申請者が責任を持って指定給水装置工事事業者に施工させます。
- 6 上下水道局の承認を受けないで用途変更はいたしません。

上の事項を履行するため、使用者と申請者は、この誓約書の写しを各々1部所持します。

那覇市上下水道事業管理者 宛

年 月 日

課長	係長	係

申 請 者 (工事発注者)	住 所 氏 名	Tel	印
使 用 者 (建 築 工 事請負者)	所在地 社 名 代表者	Tel	印
指定給水装置工事事業者	所在地 社 名 代表者	Tel	印

[改正前 別記]

第4号様式(第9条関係)

(表)

[略]

平成 年 月 日

[略]

[略]

(裏)

[略]

使用期間、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで(但し更新した場合は、その更新期間に準ずる)上記の臨時給水申込みに際して、申請者と使用者は、下記事項を遵守することを誓約します。なお、下記事項を遵守しない場合は、那覇市水道給水条例による処分を受けても審査請求いたしません。

[略]

平成 年 月 日

[略]

[改正後 別記]

第4号様式(第9条関係)

(表)

[略]

年 月 日

[略]

[略]

(裏)

[略]

使用期間、 年 月 日から 年 月 日まで(但し更新した場合は、その更新期間に準ずる)上記の臨時給水申込みに際して、申請者と使用者は、下記事項を遵守することを誓約します。なお、下記事項を遵守しない場合は、那覇市水道給水条例による処分を受けても審査請求いたしません。

[略]

年 月 日

[略]

[改正前 別記]

第4号様式の2(第9条関係)

(表)

[略]	平成	年	月	日
[略]				

[略]

(裏)

[略]

使用期間、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで(但し更新した場合は、その更新期間に準ずる)上記の臨時給水申込みに際して、申請者と使用者は、下記事項を遵守することを誓約します。なお、下記事項を遵守しない場合は、那覇市水道給水条例による処分を受けても審査請求いたしません。

[略]

平成 年 月 日

[略]

[改正後 別記]

第4号様式の2(第9条関係)

(表)

[略]	年	月	日
[略]			

[略]

(裏)

[略]

使用期間、 年 月 日から 年 月 日まで(但し更新した場合は、その更新期間に準ずる)上記の臨時給水申込みに際して、申請者と使用者は、下記事項を遵守することを誓約します。なお、下記事項を遵守しない場合は、那覇市水道給水条例による処分を受けても審査請求いたしません。

[略]

年 月 日

[略]

那覇市上下水道局規程第 12 号

平成 31 年 4 月 25 日

公 布 済

那覇市上下水道局下水道使用料等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局下水道使用料等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局下水道使用料等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規程（平成20年那覇市上下水道局規程第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第1号様式 別記]	[第1号様式 別記]
[第2号様式 別記]	[第2号様式 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

第1号様式(第4条関係)

(表)

〔略〕	所 属 那覇市上下水道局 <u>〇〇課</u> 職名 氏名 <u>昭・平</u> 年 月 日生	〔略〕
〔略〕		
〔略〕		
〔略〕		
〔略〕		

〔略〕

(裏)

〔略〕

〔改正後 別記〕

第1号様式(第4条関係)

(表)

〔略〕	所 属 那覇市上下水道局 <u>課名</u> 職名 氏名 年 月 日生	〔略〕
〔略〕		
〔略〕		
〔略〕		
〔略〕		

〔略〕

(裏)

〔略〕

〔改正前 別記〕

第2号様式(第5条関係)

〔略〕	<u>平成</u> 年 月 日
〔略〕	

〔改正後 別記〕

第2号様式(第5条関係)

〔略〕	年 月 日
〔略〕	

那覇市上下水道局規程第 13 号

平 成 3 1 年 4 月 2 5 日

公 布 済

那覇市排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程

那覇市排水設備指定工事店規程（平成17年那覇市上下水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（指定工事店の指定の要件） 第3条 条例第11条第7号の管理者が定める要件は、次に掲げるとおりとする。 （1） 法人が指定工事店の指定を受ける場合において、その役員となる者が次に掲げる要件を備えていること。 ア [略] イ 下水道法第5章の規定により懲役若しくは罰金刑に処せられ、又は条例第53条の規定により過料の処分を受けたときは、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は過料の処分を受けた日から2年を経過していること。 ウ [略] （2） [略] [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記] [第4号様式 別記] [第5号様式 別記]	（指定工事店の指定の要件） 第3条 [略] （1） [略] ア [略] イ 下水道法第5章の規定により懲役若しくは罰金刑に処せられ、又は条例第54条の規定により過料の処分を受けたときは、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は過料の処分を受けた日から2年を経過していること。 ウ [略] （2） [略] [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記] [第4号様式 別記] [第5号様式 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

[改正前 別記]

第1号様式(第4条関係)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 様

[略]

[改正後 別記]

第1号様式(第4条関係)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 宛

[略]

[改正前 別記]

第2号様式(第5条関係)

[略]

[略]

指定の有効期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

[略]

[改正後 別記]

第2号様式(第5条関係)

[略]

[略]

指定の有効期間 年 月 日～ 年 月 日

[略]

[改正前 別記]

第3号様式(第5条関係)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 様

[略]

[改正後 別記]

第3号様式(第5条関係)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 宛

[略]

[改正前 別記]

第4号様式(第8条関係)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 様

[略]

[改正後 別記]

第4号様式(第8条関係)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 宛

[略]

[改正前 別記]

第5号様式(第8条関係)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 様

[略]

[改正前 別記]

第5号様式(第8条関係)

[略]

那覇市上下水道事業管理者 宛

[略]

那覇市上下水道局規程第 14 号

平 成 3 1 年 4 月 2 5 日

公 布 済

那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程(平成26年那覇市上下水道局規程第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(管理責任者の選定) 第14条 利用契約者へ、再生水利用に関する事項を処理させる管理責任者を選定して、管理責任者選定届(第11号様式)及び連絡体制(第12号様式)を管理者に届け出なければならない。 2 [略] 3 [略] (利用の開始) 第15条 利用契約者は、再生水の利用を開始するときは利用開始届(第13号様式)を提出し、管理者の承認を受けなければならない。 2 [略] (利用の休止、廃止及び再開) 第17条 利用契約者は、再生水の利用を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ再生水休止・廃止・再開届(第14号様式)により管理者に届け出なければならない。再生水の利用を再び開始するときも、また同様とする。 2 [略] [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記] [第4号様式 別記] [第5号様式 別記] [第6号様式 別記] [第7号様式 別記] [第8号様式 別記] [第9号様式 別記] [第9号様式の2 別記]	(管理責任者の選定) 第14条 利用契約者へ、再生水利用に関する事項を処理させる管理責任者を選定して、管理責任者選定届(第11号様式)及び連絡体制を管理者に届け出なければならない。 2 [略] 3 [略] (利用の開始) 第15条 利用契約者は、再生水の利用を開始するときは利用開始届(第12号様式)を提出し、管理者の承認を受けなければならない。 2 [略] (利用の休止、廃止及び再開) 第17条 利用契約者は、再生水の利用を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ再生水休止・廃止・再開届(第13号様式)により管理者に届け出なければならない。再生水の利用を再び開始するときも、また同様とする。 2 [略] [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記] [第4号様式 別記] [第5号様式 別記] [第6号様式 別記] [第7号様式 別記] [第8号様式 別記] [第9号様式 別記] [第9号様式の2 別記]

[第10号様式 別記]	[第10号様式 別記]
[第11号様式 別記]	[第11号様式 別記]
[第12号様式 別記]	
[第13号様式 別記]	[第12号様式 別記]
[第14号様式 別記]	[第13号様式 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正部分に改める。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
4 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合は、当該改正様式を削る。	

付 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

[改正前 別記]

第1号様式(第5条第1項関係)

[略]	
那覇市上下水道事業管理者	
平成 年 月 日	
[略]	
[略]	
4. 工事予定	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
5. 利用予定	平成 年 月 日 から
[略]	

[改正後 別記]

第1号様式(第5条第1項関係)

[略]	
那覇市上下水道事業管理者 <u>宛</u>	
年 月 日	
[略]	
[略]	
4. 工事予定	年 月 日 ～ 年 月 日
5. 利用予定	年 月 日 から
[略]	

[改正前 別記]

第2号様式(第5条第4号関係)

[略]

平成 年 月 日

那覇市上下水道事業管理者

[略]

第2号様式(第2面、第5条第4号関係)

[略]

第2号様式(第3面、第5条第4号関係)

[略]

[改正後 別記]

第2号様式(第5条第4号関係)

[略]

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 宛

[略]

第2号様式(第2面、第5条第4号関係)

[略]

第2号様式(第3面、第5条第4号関係)

[略]

[改正前 別記]

第3号様式(第5条第4号関係)

[略]

平成 年 月 日

那覇市上下水道事業管理者

[略]

第3号様式(第2面、第5条第4号関係)

[略]

第3号様式(第3面、第5条第4号関係)

[略]

[改正後 別記]

第3号様式(第5条第4号関係)

[略]

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 宛

[略]

第3号様式(第2面、第5条第4号関係)

[略]

第3号様式(第3面、第5条第4号関係)

[略]

[改正前 別記]

第4号様式(第5条第4号関係)

[略]

平成 年 月 日

那覇市上下水道事業管理者

[略]

第4号様式(第2面、第5条第4号関係)

[略]

第4号様式(第2面、第5条第4号関係)

[改正後 別記]

第4号様式(第5条第4号関係)

[略]

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 宛

[略]

第4号様式(第2面、第5条第4号関係)

[略]

第4号様式(第3面、第5条第4号関係)

[略]

[改正前 別記]

第5号様式(第5条第2項関係)

[略]

[略]

平成 年 月 日

[略]

那覇市上下水道事業管理者

[略]

[改正後 別記]

第5号様式(第5条第2項関係)

[略]

[略]

年 月 日

[略]

那覇市上下水道事業管理者 宛

[略]

[改正前 別記]

第6号様式(第6条第1項関係)

[略]

平成 年 月 日	
[略]	
平成 年 月 日付で申請された再生水の利用は、下記のとおり承認したので通知します。	
[略]	
[略]	
4 供給予定	平成 年 月 日～
[略]	

[改正後 別記]

第6号様式(第6条第1項関係)

[略]

年 月 日	
[略]	
年 月 日付で申請された再生水の利用は、下記のとおり承認したので通知します。	
[略]	
[略]	
4 供給予定	年 月 日～
[略]	

[改正前 別記]

第7号様式(第6条第2項関係)

[略]

(期間の契約)

第9条 本契約の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
ただし、本契約期間の満了前1ヶ月までに甲又は乙から別段の意思表示がないときは、本契約を更新したものとみなし、更に1年間継続するものとし、その後においてもまた同様とする。

[略]

平成 年 月 日

[略]

[改正後 別記]

第7号様式(第6条第2項関係)

[略]

(期間の契約)

第9条 本契約の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、
本契約期間の満了前1ヶ月までに甲又は乙から別段の意思表示がないときは、本契約を更新したものとみなし、更に1年間継続するものとし、その後においてもまた同様とする。

[略]

年 月 日

[略]

[改正前 別記]

第8号様式(第10条第1項関係)

[略]

[略]

平成 年 月 日

那覇市上下水道事業管理者

[略]

平成 年 月 日付第 号で承認を受けた再生水利用設備工事は、平成
年 月 日に着手しますので届けます。

[略]

4. 工事予定 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで5. 利用予定 平成 年 月 日から

[改正後 別記]

第8号様式(第10条第1項関係)

[略]

[略]

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 宛

[略]

年 月 日付第 号で承認を受けた再生水利用設備工事は、 年
月 日に着手しますので届けます。

[略]

4. 工事予定 年 月 日から

年 月 日まで

5. 利用予定 年 月 日から

[改正前 別記]

第9号様式(第12条第1項関係)

[略]

[略]

平成 年 月 日

[略]

那覇市上下水道事業管理者

[略]

平成 年 月 日着手いたしました再生水利用設備工事は、平成 年
月 日完了しましたので検査願います。

[略]

4. 工事予定 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

5. 利用予定 平成 年 月 日から

[改正後 別記]

第9号様式(第12条第1項関係)

[略]

[略]

年 月 日

[略]

那覇市上下水道事業管理者 宛

[略]

年 月 日着手いたしました再生水利用設備工事は、年 月 日完了しましたので検査願います。

[略]

4. 工事予定 年 月 日から

年 月 日まで

5. 利用予定 年 月 日から

[改正前 別記]

第9号様式の2

[略]

平成 年 月 日 確認

[略]

[改正後 別記]

第9号様式の2

[略]

年 月 日 確認

[略]

[改正前 別記]

第10号様式(第13条第2項関係)

[略]

[略]

平成 年 月 日

[略]

那覇市上下水道事業管理者

[略]

[改正後 別記]

第10号様式(第13条第2項関係)

[略]

[略]

年 月 日

[略]

那覇市上下水道事業管理者 宛

[略]

〔改正前 別記〕

第11号様式(第14条第1項関係)

〔略〕	平成 年 月 日
〔略〕	
那覇市上下水道事業管理者	
〔略〕	
1～3 〔略〕	

〔改正後 別記〕

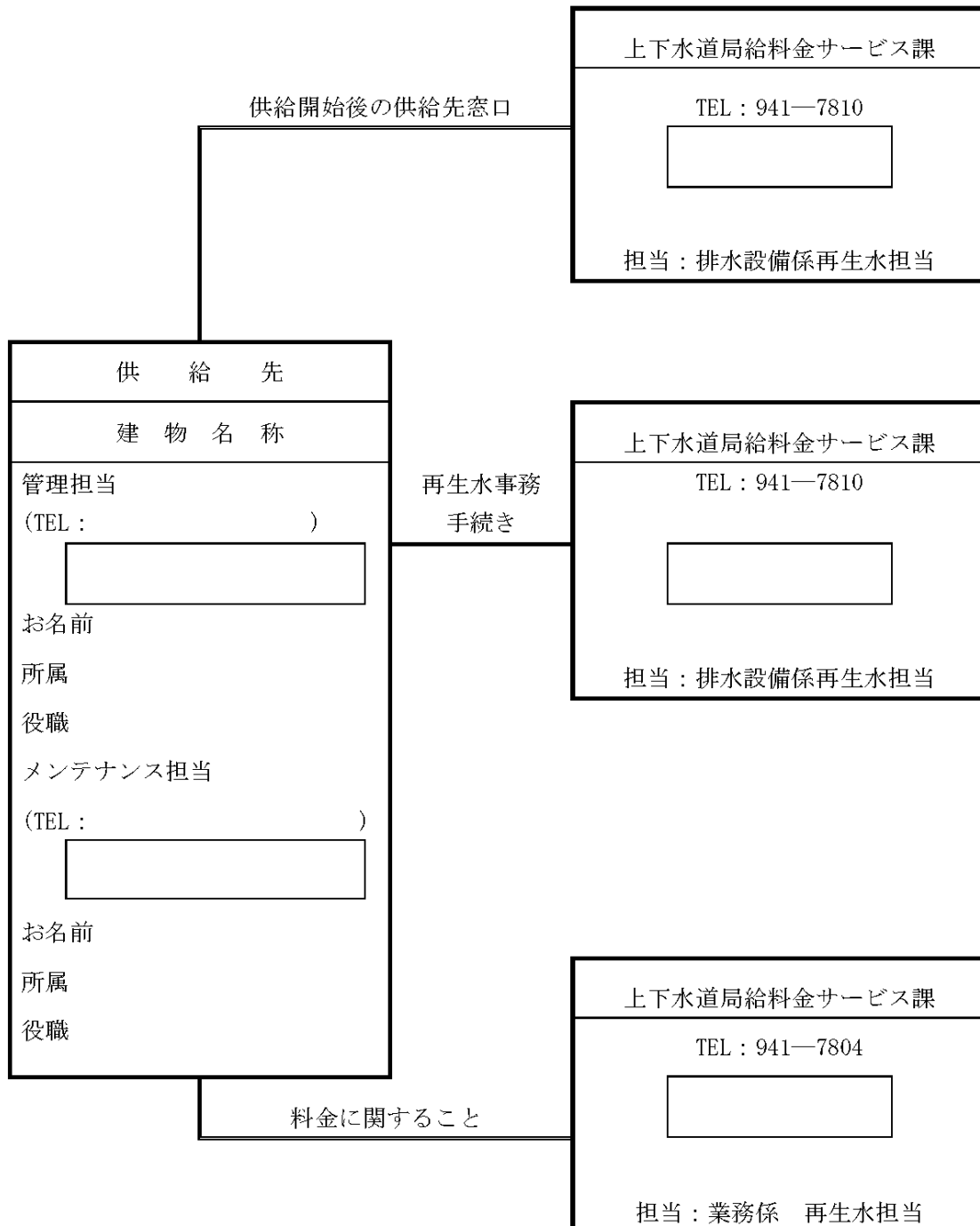
第11号様式(第14条第1項関係)

〔略〕	年 月 日
〔略〕	
那覇市上下水道事業管理者__宛	
〔略〕	
1～3 〔略〕	
4. 現場担当者	氏名
	電話番号
備考	関係機関を表示した連絡体制表を提出すること。

〔改正前 別記〕

第12号様式(第14条第1項関係)

連 絡 体 制



[改正前 別記]

第13号様式(第15条第1項関係)

[略]

[略]

平成 年 月 日

[略]

那覇市上下水道事業管理者

[略]

[改正後 別記]

第12号様式(第15条第1項関係)

[略]

[略]

年 月 日

[略]

那覇市上下水道事業管理者__宛

[略]

[改正前 別記]

第14号様式(第17条第1項関係)

[略]

[略]

平成 年 月 日

[略]

那覇市上下水道事業管理者

[略]

[改正後 別記]

第13号様式(第17条第1項関係)

[略]

[略]

年 月 日

[略]

那覇市上下水道事業管理者__宛

[略]

監査委員公表

那 監 公 表 第 1 号

令和元年 5 月 15 日

那覇市監査委員	久 場 健 護
同	宮 里 善 博
同	宮 城 哲
同	古 堅 茂 治

平成 30 年度後期定期監査の結果に基づき講じた措置について（公表）

平成 30 年度後期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成30年度後期定期監査の結果に基づき講じた措置について**総務部****○ 秘書広報課****長期継続契約の予定価格の設定及び契約の締結について（是正事項）**

モノクロ複合機賃貸借及び保守業務の長期継続契約（契約期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日）の予定価格を 5 年間の総額で設定すべきところ、単年度の予算相当額 408,564 円で設定し、随意契約により契約を締結している。

那覇市契約規則第 10 条は予定価格は競争入札に付する事項の総額を定めなければならない旨定め、また、同規則第 20 条第 3 号は随意契約によることができる物件の借入れの限度額を 40 万円以内とする旨定めている。

長期継続契約の予定価格の設定及び契約の締結に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 是正事項に関する措置

モノクロ複合機賃貸借及び保守業務の長期継続契約について、次回（令和 4 年度）の契約時には、同様の間違いがないよう申し送り事項として周知徹底を図ります。今後、このような事態が生じないよう、那覇市契約規則等を遵守し適正な事務の執行を行ってまいります。

○ 管財課

工事の完了検査について（注意事項）

会派控室間仕切改修工事に伴う電気設備等工事については、契約相手方から平成 29 年 9 月 10 日に工事完了報告を口頭で受け、同日、完了検査を実施しているが、完了届は同年 10 月 5 日に提出されている。

那覇市契約規則第 50 条第 5 項は、「検査員は、工事の請負契約については完了の通知を受けた日から 14 日以内、その他の契約については完了の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行わなければならない。」と規定している。また、当該工事請負契約書第 5 条第 1 項は、契約相手方は、工事が完了したときは直ちに完了届により通知しなければならない旨定め、同条第 2 項は、前項の通知を受けたときは、契約相手方の立会いを求めて直ちに検収しなければならない旨定めている。

これらのことから、工事完了後、契約相手方に対し、直ちに完了届による通知を求め、契約事項を遵守させたいと、完了検査をすべきであった。

完了検査を行うに当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項について、工事の検査に当たっては那覇市契約規則を遵守し、適正な事務の執行を行うよう、職員への注意喚起と周知徹底を図りました。今後、このようなことがないよう、適正な事務処理に努めてまいります。

○ 防災危機管理課

那覇市自主防災組織防災資機材等の交付について（注意事項）

平成 29 年度における自主防災組織防災資機材等の交付先 16 団体に交付した品名を確認したところ、那覇市自主防災組織に対する防災資機材等交付要綱別表第 1 で対象外とされている乾電池が含まれていた。

同交付要綱において、防災資機材等（以下「資機材等」という。）の交付を受けようとする認定自主防災組織の代表者は、那覇市自主防災組織資機材等交付申請書により、市長へ申請し、市長は、その内容を審査し適当と認めたときは予算の範囲内で交付を決定し、那覇市自主防災組織資機材等交付決定通知書により、申請者にその旨を通知することとされている。

このことから、審査時において対象外とすべき資機材等の有無を確認すべきであった。

資機材等を交付するに当たっては、当該交付要綱を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

☐ 注意事項に関する措置

当該注意事項を受け、予算執行における課内チェック体制の強化を図るとともに、「那覇市自主防災組織に対する防災資機材等交付要綱」の見直しを実施し、適正な事務処理に努めております。

企画財務部

○ 情報政策課

資金前渡における精算の遅れについて（注意事項）

ICT-BCP セミナー参加旅費（ホテルパック）のため受領した前渡金について用務終了日（支払日）は平成 29 年 8 月 18 日、精算日は 9 月 19 日となっており、精算が 25 日間遅延している。

那覇市会計規則第 57 条第 1 項第 3 号は、支払が終了した日から 7 日以内に精算しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、当該規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

☐ 注意事項に関する措置

当該注意事項については、ホテルパック旅費についての用務日の解釈を誤っていたことにより生じたものです。今後このような事態が生じないよう、課内会議にて正しい解釈について周知を図り、会計規則を遵守し、適正な事務の執行に努めてまいります。

都市みらい部

○ 道路建設課

業務委託契約の締結における個人情報の取扱いについて（注意事項）

平成 29 年度用地調査測量及び土地の表示に関する登記申請業務委託において、5 課（道路建設課、道路管理課、花とみどり課、建築工事課、施設課）を取りまとめて契約しているが、那覇市個人情報保護条例施行規則第 17 条に掲げる条件が一部付されていなかった。

同条は、「市長は、個人情報を取り扱う業務を委託しようとするときは、当該受託者と締結する個人情報の処理に関する契約に次に掲げる条件を付するものとする。」と規定し、第 1 号から第 8 号までの条件が掲げられている。

このことから、当該契約書にこれらすべての条件を付すべきであった。

業務委託契約の締結に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われない。

☐ 注意事項に関する措置

今回の注意事項については関係各課へ周知を行い、今後業務委託契約を締結する際には、那覇市個人情報保護条例施行規則第 17 条に掲げる条件を明示します。

○ 道路管理課

備品台帳の整理について（注意事項）

平成 23 年度の土木管理事務所廃止に伴い、道路管理課へ移管された備品台帳について、備品の所在が確認できないものや他部署に移管されたものなどが記載されたままになっており、整理が十分になされていない。

那覇市物品会計規則第 25 条第 2 項は、物品管理者は、備品台帳を備え、備品の登録等の記録をし、整理しなければならない旨定めている。

備品台帳については、当該規則を遵守し、適切な整理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項については平成 32 年 3 月 31 日までに、既存備品と備品台帳の照合を行い、那覇市物品会計規則に基づき移管や廃止などの必要な処理を行ってまいります。

○ 花とみどり課

行政財産目的外使用料の徴収と調定の時期について（注意事項）

平成 29 年 3 月 13 日付けの行政財産目的外使用許可申請（使用期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）について、4 月 1 日及び 2 日がそれぞれ土曜日及び日曜日であったことから、同年 3 月中に使用を許可したにもかかわらず、平成 29 年度行政財産目的外使用料として 4 月 3 日に調定し、その後に徴収している。同様な事例がほかに 8 件あった。

那覇市行政財産使用料条例第 2 条第 1 項は、使用許可を受けた者から使用許可の際に使用料を徴収する旨定めている。また、那覇市会計規則第 20 条第 1 項は、当該歳入の調査事項が適正であると認めたときは、直ちに調定をしなければならない旨定めている。

行政財産目的外使用料の徴収及び調定事務に当たっては、関係条例等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項を踏まえ、行政財産目的外使用料の徴収と調定の時期については、那覇市行政財産使用料条例及び那覇市会計規則に基づき、適正な事務処理に努めてまいります。

まちなみ共創部

○ 市営住宅課

資金前渡における精算の遅れについて（注意事項）

第 4 回甲種防火管理新規講習受講のため受領した前渡金について、用務終了日（支払日）は平成 30 年 1 月 25 日、精算日は 3 月 30 日となっており、精算が 57 日間遅延している。ほかに前渡金の清算が 5 日間遅延している事例があった。

那覇市会計規則第 57 条第 1 項第 3 号は、支払が終了した日から 7 日以内に精算しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、当該規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

□ 注意事項に関する措置

資金前渡における精算の遅延について、日常的な点検事項として、定例グループ会議等において確認するとともに、チェックリストを作成し課内決裁時の照合を徹底します。また、庶務担当者や担当職員、担当グループ長で財務会計システム「資金前渡・概算払整理簿」や「未精算一覧表」を定期的に確認するなど、精算漏れが生じないようチェック体制の強化を図っていきます。

今後は、那覇市会計規則を遵守し、適正な事務の執行に努めてまいります。

